

# 自動車騒音 面的評価業務「過年度データ移行」作業について

大阪市淀川区西宮原 1-6-60  
ディービー環境調整株式会社

前年度の業者が面的評価システムの「過年度データ移行」を実施していないので、本年度の業務ができないという未熟な業者がいて迷惑しています。これにより、とある自治体から苦情の電話があり大論争した経験があります。

以下の環境省ホームページFAQにより、「過年度データ移行を推奨する」けれども「過年度データを貼り付けて対応」してもよいとの記述があり「過年度データ移行」を実施しなくても業務になんら支障はなく、弊社の業務内容には不備は全くございません。

## 平成 25 年度自動車騒音面的評価に関する説明会における FAQ 抜粋

### 結果報告に当たっての注意点（様式等）

No.	分類	質問	回答
1	様式送付時期	報告書様式について、当該年度の後半に様式が送られてくるため、取り纏め業務が次年度以降に持ち越されている。様式の送付時期について、御一考願いたい。	様式の送付時期を当該年度の第4四半期としているのは、前年度の報告を年末（第3四半期）までにとりまとめる過程で、問題点・改善点等を精査し、様式に反映させるためであり、時期を変更する予定はありません。ただし、様式を大幅に変更する際は、早めの連絡もしくは次年度以降での反映とさせて頂くことを考えており、前年度の提出様式を用いて様式の作成・エラーチェックは可能です。（評価年度に関するエラー表示（「指定コードの範囲外」）が発生しますので、最終的な環境省への提出には当該年度の様式を使用して提出をお願い致します。）
2	実施計画	環境省提出様式の実施計画書について、交通センサ調査番号を入力する欄を作ってほしい。	現在のところ、入力欄を設ける予定はありません。実施計画段階での交通センサ調査番号の管理は各団体に任せますので、必要に応じて備考欄等に交通センサ調査番号を記録等してください。
3	結果報告	過年度データを貼り付けて対応する場合、過年度の報告様式内の騒音調査地点の住所や路線名を詳しく記載したい。変更してよいのか。また、一連番号は連番に振らなしてよいのか。	エラーが発生しなければ、住所や路線名の追記は構いません。なお、一連番号は、連番に振りなおす必要があります。
4	結果報告	独自システムで評価しているため、一般市ヘデータを移譲できない。その場合、報告様式3-1、様式3-2はどのように作成すればよいのか。	様式3-1、様式3-2は、様式1-1及び様式1-2を用いて算出が必要です。算出の方法は、報告依頼の資料7に記載しています。
5	結果報告	報告について、過年度の報告様式に貼り付けを行った過年度データはいつまで報告評価まで空く場合があるのか。計画では5年以上（最大10年）、次の評年以上経過しても報告するのか。	過年度の評価結果については、貼付けか否かに係わらず、照査を行い、状況の変化等がなく使用に問題がないことを確認の上で、ローテーションに従い次期更新時まで、評価結果に組み入れてください。詳細は、常時監視マニュアルを参照下さい。なお、長期間に亘って貼付け作業が想定される場合は、システムヘデータ移行されることを推奨します。

過年度データを貼り付けて  
対応してもよいと明記

過年度データ移行  
を推奨すると明記

以上